

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和4年度の保険料と保険証の一斉更新について～

■ 保険料の計算方法（令和4年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割 【1人当たりの額】 51,892円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得－最大43万円)× 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	--

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■ 保険料のお支払い方法

- 保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。（申し出によって「口座振替」も可能）
ただし、次のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」ができないため、「納付書」または「口座振替」にて納めてください。
 - ◆ 介護保険料が「年金天引き」されていない方（年金額が年額 18 万円未満の方）
 - ◆ 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
 - ◆ 新たに制度に加入された方の半年の期間
- ※ 「口座振替」をご希望の場合は、金融機関での手続きが必要です。

■ 保険証が新しくなります（黄緑色→黄色）

現在、ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送します。（黄色 有効期限：令和4年9月30日まで）

- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、すべての被保険者の方を対象に新しい保険証を郵送します。
（窓口負担割合が変更とならない方も含みます。）

後期高齢者医療被保険者証			
有効期限 交付年月日		令和4年9月30日 令和4年7月1日	
被保険者番号		00000000	
被 保 険 者	住所	上川郡和歌町字□□□	
	氏名	和寒 一郎	男
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
資格取得年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	
発行期日		〇〇年〇〇月〇〇日	
一部負担金の割合		1割	
保険者番号並びに 保険者の名称 及び印		39014642 北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい保険証は黄色です

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（橙色→水色）

現在、ご使用の橙色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き対象に該当する方には7月中に保険証と一緒に郵送します。

8月1日からは水色の減額認定証及び限度証をご使用ください。

（有効期限は1年間です。）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限 交付年月日		令和5年7月31日 令和4年8月1日	
被保険者番号		00000000	
被 保 険 者	住所	上川郡和歌町字□□□番	
	氏名	和歌 一郎	
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
発行期日		〇〇年〇〇月〇〇日	
適用区分		区分Ⅰ	
長期入院 該当年月日		保険者 印	
保険者番号並び に保険者の名称 及び印		39014642 北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい限度額適用認定証は水色です

■ お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6 階
【電話】011-290-5601

和寒町役場 住民課保険医療係
【電話】32-2422